

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(納税の猶予の特例の対象となる国税の期日等)

第二条 法第三条第一項の規定により読み替えて適用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十六条第一項に規定する政令で定める日は、令和三年二月一日とする。

2・3 省 略

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書の要件)

第八条 法第十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人福祉医療機構

二 五 省 略

2 法第十一条第一項に規定する特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金銭の貸付けとする。

一 省 略

二 政府系金融機関(沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は独立行政法人福祉医療機構をいう。以下この号において同じ。)が特定事業者に対して金銭の貸付けを行う場合 次のいずれかに該当する金銭の貸付け

イ 省 略

ニ 政府系金融機関(独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人福祉医療機構を除く。)が、特定事業者(株式会社日本政策金融公庫法第二条第二号に規定する農林漁業者であるものに限る。)に対して行う特別貸付け(沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第八十六号)第二条第一号に掲げる資金又は株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金の貸付け(貸付金の償還期間が一年以上のものであることその他財務省令で定める要件に該当するものに限る。))をいう。

改正前

(納税の猶予の特例の対象となる国税の期日等)

第二条 法第三条第一項の規定により読み替えて適用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十六条第一項に規定する政令で定める日は、令和三年一月三十一日とする。

2・3 同 上

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書の要件)

第八条 同 上

一 沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構

二 五 同 上

2 同 上

一 同 上

二 政府系金融機関(沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人福祉医療機構をいう。以下この号において同じ。)が特定事業者に対して金銭の貸付けを行う場合 次のいずれかに該当する金銭の貸付け

イ 同 上

ニ 政府系金融機関(独立行政法人福祉医療機構を除く。)が、特定事業者(株式会社日本政策金融公庫法第二条第二号に規定する農林漁業者であるものに限る。)に対して行う特別貸付け(沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第八十六号)第二条第一号に掲げる資金又は株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金の貸付け(貸付金の償還期間が一年以上のものであることその他財務省令で定める要件に該当するものに限る。))をいう。

三〇六 省 略

3 省 略

4 法第十一条第二項に規定する政令で定める金融機関は、租税特別措置法施行令第五十二条の三第三項各号に掲げる金融機関及び株式会社日本政策投資銀行とする。

5・6 省 略

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(印紙税の特例に関する経過措置)

2 改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第八条の規定の適用により印紙税を課さないこととされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条第一項又は第二項に規定する消費貸借契約書（独立行政法人中小企業基盤整備機構又は株式会社日本政策投資銀行が行う金銭の貸付けに係るものに限る。）で同法の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間に作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における同項に規定する過誤納金に係る印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）第十四条第二項の規定の適用については、同項中「際、」とあるのは「際、当該税務署長に、」と、「当該税務署長に提示し」とあるのは「提示し、又は当該過誤納となつた事実を新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条第一項（特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税）に規定する公的貸付機関等又は同条第二項に規定する金融機関が証明した書類を提出し」とする。

三〇六 同 上

3 同 上

4 法第十一条第二項に規定する政令で定める金融機関は、租税特別措置法施行令第五十二条の三第三項各号に掲げる金融機関とする。

5・6 同 上